

入管法と野党の難民法 について

弁護士 尾家 康介 *Kosuke OIE, attorney-at-law*

世界難民の日 IN KANSAI 2021

何が問題なのか

- **1** 入管という外国人を管理する役所で難民認定手続
- **2** 世界で同じ基準を使っているはずなのに、日本では極端に認定率が低い
- **3** 難民申請者・難民認定者の生活が大変
- **4** 収容と送還の問題

入管で難民認定手続

外国人を管理する役所で手続をする

入管で難民認定 手続

- 難民認定: 難民条約で決められている難民かどうかを確認する仕組み
- 「出入国管理及び難民認定法」
- → 難民認定は出入国管理のための法律の中で決められている
- 出入国・在留管理（取り締まり）の役所である入管が、難民として保護するかどうかを決める手続をする

入管で難民認定手続

- 外国人は管理・取り締まりの対象
- 「間違い探し」のような審査
- 偏見、難民制度が濫用されているという前提

入管で難民認定手続

- 難民審査参与員の発言（実例）
- 「なぜ、その大佐はあなたを狙ったの？美人だったから？」
- 「あなたは難民ではない」「難民としては元気すぎる。本当の難民はもっと力が無い。」
- 「普通に考えれば難民として認めてくれる国を選ぶのではありませんか」
- 「難民申請者のくせに働いていいのか」

極端に低い認定率

世界で同じ基準を使っているはずなのに、日本では極端に認定率が低い

極端に低い認定率

- 難民条約 – 同じ基準を使っているはずなのに
- 1%以下
- 入管で難民認定手続
- 代理人による申請や立会いが制限されている
- 難民であることの証明の重さ
- 証拠は日本語で出す必要がある

難民申請者・難民認定者の生活が大変

在留資格・生活保障がない

生活が大変

- 難民申請中の地位
- →在留資格がもらえるとは限らない・就労が認められるとは限らない
- 生活保障もない
- 在留資格がないと、社会保障も受けられない
- 認定されても大変

送還と収容の問題

送還・収容の 問題

- 「ノン・ルフールマンの原則」 (難民条約)
- 難民を彼らの生命や自由が脅威にさらされるおそれのある国へ強制的に追放したり、帰還させてはならない

送還・収容の問題

- 「全件収容主義」（入管法）
- 在留資格がない人は原則として全員入管施設に収容する
- 退去強制令書が出た後は、無期限で収容できる

収容・送還の 問題

- 送還はされないが無期限収容があり得る
- 日本に到着後すぐに難民申請しても収容される
- 収容施設の処遇の問題 – 暴力、医療…
- 収容されると、収容を解かれるかどうか（仮放免）は、入管の裁量

どうやって解決するか？

うまく運用すれば良いのか、それとも難民を保護するための法律が必要か

入管法改正案 (政府案)

- 難民認定迅速化→入管が難民認定を担当することには変わりがない
- 長期収容の解消
- 3回目以上の難民申請者は送還が可能
- →ノンフルマン原則に違反
- 退去命令に違反すると罰則
- 収容に代わる「監理措置」
- →収容が原則。無期限収容は変わらず
- →支援者が監視・通報しないとイケない（罰則付き）
- 監理措置でも就労禁止（退去強制後）

難民保護法案 (野党案)

- 「入管と切り離れた難民認定」
- 難民等保護委員会（独立行政委員会）を設置
- UNHCRの見解を踏まえて定義・基準を策定
- 一時庇護上陸の許可
- 就労可能な仮滞在の許可
- 代理人による難民申請、外国語の書類の提出を認める
- 難民や難民認定申請者の生活支援
- 送還停止効の例外があるなど課題も



これからどうする？